

第3号様式（第3関係）

平成27年度第1回豊山町障害者福祉審議会議事録

1 開催日時 平成27年8月25日（火）午前10時30分～11時40分

2 開催場所 豊山町役場 3階 会議室3

3 出席者

（1）委員

（会長）池山武志、（副会長）櫛田眞壽美、千野幸男、佐藤一雄、
丹羽孝旨、坪井径子、大口利恵子、熊沢洋子、大野いつ子、小野尚美（欠席）

（2）事務局

福祉課長 鈴木雅之、福祉係長 加藤義紀、福祉係主査 四浦かおり、
福祉係主事 高田和樹

4 議題

（1）第3次障害者計画実績報告（平成26年度実績）について

（2）第3期障害福祉計画（平成26年度実績報告）について

（3）第4期障害福祉計画における取り組み進捗状況（平成27年6月末現在）につ
いて

（4）その他

5 会議資料

- ・資料1：第3次障害者計画実績報告（平成26年度実績）
- ・資料2：第3期障害福祉計画（平成26年度実績報告）
- ・資料3：第4期障害福祉計画における取り組み進捗状況（平成27年6月末現在）

6 議事内容

<p>司会</p>	<p>それでは、ただ今より、平成27年度第1回障害者福祉審議会を開会します。</p> <p>委員の皆様には、日ごろから町の障がい福祉にご尽力を賜り、この場をお借りして厚くお礼申し上げます。</p> <p>本日は、手話通訳者の方に出席していただいております。会議の発言においても、手話通訳者を介して行っていただくことをご理解いただきますようお願いいたします。</p> <p>本日の議題の資料を確認させていただきます。(配布資料確認)</p> <p>町では、情報公開の一環として、審議会や委員会等の議事録を町のホームページに掲載することになっておりますので、ご了承いただきたいと思います。</p> <p>議事録の内容につきましては、委員の確認が必要となります。後ほど会長から議事録署名委員2名を指名していただきます。指名がありました委員には後日、事務局が署名をいただきに参りますのでよろしくお願い申し上げます。</p> <p>それでは、審議会に先立ちまして会長より、ご挨拶をいただきたいと思います。会長よろしく申し上げます。</p>
<p>会長</p>	<p>みなさん、改めましておはようございます。</p> <p>お盆を過ぎ多少涼しくなってきましたが、この時期に夏バテなど疲れが出てきてダウンする方が見えますので、皆さんも健康には留意をされまして、頑張ってくださいと思います。また今日は、台風15号の影響で少し雨が降っております。足もとの悪い中お越しいただきありがとうございます。</p> <p>今回は、平成27年度第1回豊山町福祉審議会ということで、内容は平成26年度の実績報告です。報告は簡潔明瞭にお願いしたい。できてなかったことについては今後どのようにしていくかということ念頭に置きまして、皆様に忌憚のない意見をたまわりたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。</p>
<p>司会</p>	<p>ありがとうございました。では、議事進行につきましては、会長にお願いいたします。よろしく申し上げます。</p>
<p>会長</p>	<p>それでは、ただ今から議事の進行をさせていただきます。</p> <p>まず最初に、議事録署名委員の指名でございますが、楢田委員と千野委員にお願いいたします。よろしいですか。(了承)</p> <p>それでは、次第に沿いまして、議題(1)の第3次障害者計画実績報告(平成</p>

	26年度実績) について事務局から報告願います。
事務局	議題(1) 報告 —— 報告終了 ——
会長	ありがとうございました、只今、報告が終わりましたが、この件につきまして委員の皆さんからのご意見・ご質問がありましたら、いただきたいと思えます。
委員	利用者本位の支援体制の整備での地域生活支援事業における相談支援に関してですが、福祉の杜に委託されている基本相談との違いはなんのでしょうか。根拠法が障害者総合支援法かそうでないかということですか。地域生活支援事業における相談という位置づけではないということですね。
事務局	福祉の杜の相談事業に関しては、記載しておりません。
委員	<p>相談支援事業は、厚生労働省の法令に準拠したものですよね。作業所における基本相談は根拠法令が曖昧なののでしょうか。</p> <p>実績報告の数値だけみていると、相談支援事業が非常に充実して見えますが、実際のところそうなののでしょうか。</p> <p>例えば、利用者の方が少し相談するつもりで話が始まり、半日がかりになるような内容の濃い相談があります。実際に話を聞くと、その利用者の方とご家族の将来を憂慮せざるを得ないような、深刻な内容です。それくらい、障がいを抱えて生きている人、その人に関わっている人の悩みは深く大きいものです。</p> <p>そういった相談を受けてから、障がい児の方の普段の生活の様子をよく観察し、支援プランを作っています。そのように考えると、こんなたくさんの相談を受けられるものなのか、そこにおける相談というのはどういうものなのか、つまり、あまり深く相談を受けていないのではないのかと思えます。</p> <p>今回の実績報告では、社会福祉協議会で472件、毎日1件以上の相談があり、相談支援が充実しているように見えますが、数が多いから充実しているというわけではないのです。</p> <p>障がいを抱えた子供を持つ親として、今までの基本計画策定に際しては、相談支援の充実を図ってほしいとお願いしてきました。その真意は、専門的な相談を受けられる体制を整備してほしいということです。行政当局の中には、そういったことを理解してくださる方もいるとは思いますが、その真意が数値として上が</p>

	<p>ってきていないと思います。</p> <p>以前、社会福祉協議会の方で専門相談員を養成する研修に参加される人がいると聞きましたが、参加されたのは非常勤の方だということで、組織として本気で取り組もうという姿勢には見えません。参加されている方は、前向きに取り組んでくださっているのだとは思いますが、相談支援はそう簡単にできるものではありません。先ほどの真意が伝わっているのかと、改めて不満に思います。</p>
会長	<p>役場にしても社会福祉協議会にしても、まずは体制を整えてから、次に内容を充実させていくというものです。現時点での話とすれば、まだまだ内容の充実が図れていないということですね。委員のお話になったような、深く大きな悩みを受け入れる能力はまだないと言えるでしょう。</p> <p>その状態を如何に変えていくかが問題です。そのために、研修が行われているので、職員に知識をつけてもらい、相談者の要望をくみ取っていかないといけないと思います。そういった体制だけではなく内容の面での充実を図っていただきたいです。今の状態では、徒に件数を上げて実績はあると言っているようなものです。事務局として、そのような取り組みができるのか、見解を伺いたい。</p>
事務局	<p>この場をもって、すぐにできるできないということは言えませんが、こういう話があったことは上司にも伝え、今後の検討課題としていきたい。なお、相談支援専門員が立てるサービス等利用計画の件数に関しては、No.2の資料の表に件数を上げておりますので、そちらをご参照ください。</p>
会長	<p>上司への報告も結構ですが、課長以下職員の方々に、しっかり勉強していただいて、どのようにこういった要望を実現していくかを考えていてもらいたいものです。その他ご意見はありませんか。</p>
委員	<p>今の件に関連して、第3期障害福祉計画の52ページに、サービスに関して、それぞれ何件実施したか書いてあります。こういった項目を設けてあって町も機能しています。町が機能していないわけではないのに、福祉の杜で抱え込んでいるのかのように聞こえます。福祉の杜で抱え込まずに、町でも相談できることを紹介していけばいいのではないですか。</p>
委員	<p>そういう形で何らかのサービスに結びつく人は、特に問題ないですよ。</p>
委員	<p>今は結びつかない人の話をしているのです。それなら、もっと別のサービス項目を新しく作っていく必要があるという話になるんじゃないですか。</p>

会長	それは一理あります。そもそも相談を町が受けてくれると思っていない人も多い。そういったことの受け入れ体制があることのPR不足もあるんでしょう。だから、普段から使っている福祉の杜などで相談をし、負担が増えてしまっているのかもしれないですね。
委員	確かに負担が集中して大変ですが、そういうことではなく、そもそも地域の問題はその地域の力で解決していくべきものであるということです。
委員	地域の問題として、新しいサービス項目を増やして考えていくということではないでしょうか。
会長	今現在、そういった専門的な相談を受けるという項目はあるのですか。
委員	専門的な内容にもなりますからね。行政当局も人手が足りないから、人員も増やしていかないといけない。
委員	医療的な内容もあり、治療の話とかは行政当局だけではわからないでしょう。
会長	町として、そういう困った人を放っておくことはできないので、対応していかないとはいけませんね。少なくとも、行政当局にそういった専門的な相談体制が取られていると言え、そうではないです。 現にお困りの人はいるわけですから、その人たちに対応する上でも、行政当局としてのレベルアップ、増強を考えていただくということですね。
委員	福祉課で対応すべきか、社会福祉協議会なのか、あるいは両方なのか、私には分かりませんが、そういうサービス項目があるということなら、きちんと取り組んでもらいたいです。一つの機関で抱え込んでしまっただけでは解決できないような重要な問題を提起しているのだから、新しいサービス項目も含めて検討していくべきです。
会長	今委員が言われるような相談支援体制については、行政側にも社会福祉協議会の方にも、体制を整えていただき、中身の濃い相談対応を受けられるようにしていくことが寛容です。 そういったところで、今回報告されたのは26年度の実績についてはよろしいでしょうか。
会長	それでは議題（2）の第3期障害福祉計画（平成26年度実績報告）について説明をお願いします。
事務局	議題（2）説明

会長	説明が終わりました。委員の皆さんからのご意見・ご質問がありましたら、いただきたいと思います。
委員	療養介護に関してですが、静岡県に入所と言っていたが、県外の病院ですよね。法令で、原則県内の病院に限るはずではないですか。県外でもいいのでしょうか。
事務局	この人は、幼少期、措置入所の時代に入所されている方です。以前は愛知県の管轄だったのですが、最近支援主体が町に変わり、引き続き支援しているところでもあります。40年以上この施設に入っているものですから、引き続き同施設を利用するという事になっております。
委員	そういう場合は許されるのでしょうか。
事務局	問題ありません。
会長	他に質問なければ、その他のところでも承りますので、先に進めさせていただきます。
会長	では、議題（3）の第4期障害福祉計画における取り組み進捗状況（平成27年6月末現在）について事務局から説明願います。
事務局	議題（3）説明
会長	説明が終わりました。委員の皆さんからのご意見・ご質問がありましたら、いただきたいと思います。
委員	計画相談支援は、主にどこの組織・法人と委託しているのですか。
事務局	福祉の杜、福祉の里、施設入所対象者は入所施設、就労継続支援で名古屋市等の施設を利用されている場合は、その相談支援事業所を利用されている方もいます。
委員	福祉課が計画相談支援を行う場合はありますか。
事務局	ありません。福祉課として計画相談支援は行っていません。
会長	私からも質問です。実績は6月までですが、既に見込をかなり超過しています。見込は年間のはずですから、その後10ヵ月間でさらに増えると思われれます。見込数の見直しを行って、予算措置を取られるつもりはあるのですか。補正予算を組むということは考えておりますか。
事務局	あります。9月議会において予算不足につき増額補正をする予定の事業は、資料裏面の障害児通所支援の児童発達支援と放課後等デイサービスです。これらは、当初予算の見込分では対応しきれないことが想定され、補正予算を提出して

	<p>おります。</p> <p>障がい福祉サービスの生活介護については、9月時点での支払には支障をきたしていないため、補正は組んでおりません。今後の量的な推移を見守りつつ、予算不足が想定される場合は、今後の議会での補正を検討していきます。必要なものを予算がないから打ちきるということは致しません。必要に応じて予算を検討していきます。</p>
会長	<p>相談支援というのは、どこまで相談に乗っていけば利用者が満足するかというのは、見極めが難しいですが、誠意を持って相談対応を行い、適切な窓口・サービスを紹介していくことができるようにして行ってほしい。委員がおっしゃるように、そのような相談支援事業を充実させるべく、相談業務も予算として組んで行って行ってもらいたい。</p>
会長	<p>続きまして、議題の（４）その他について、事務局から何かありますか。</p>
事務局	<p>特にありません。</p>
会長	<p>委員の皆さんから何かございますか。</p>
委員	<p>意思疎通支援事業の手話通訳者の設置について、平成27年度の予算がついてない状況があり、手話通訳者の設置がいつになるかわからないので、非常に不安に感じております。手話通訳者が設置されていないことで、普段役所に来る時ですら、コミュニケーションが取れなくて非常にもどかしい思いをしております。</p> <p>行政の方々には検討課題としていきますとおっしゃられます。予算の関係もあるでしょう。しかし、そもそも聞こえない立場の人に対しての理解があまりに不足しているように感じます。聞こえる人は分からないと思いますが、どうか私たちのような聴覚障がい者の苦労を理解していただきたいです。筆談の文章を考えるのに一苦労なのです。通訳者がいれば、障がいを持たない人がそうであるように、気楽に役所に来て、会話をしながら何がしたいかを伝えられるのです。ここに引っ越してきて20年近くなりますが、少しずつ変わってきているとは思いますが。しかし、やはり手話が通じることはほとんどなく、あまり状況は変わっていません。非常に残念です。もっと、我々聴覚障がい者にも役場に来やすい環境を作ってもらいたい。</p> <p>障害福祉計画は、私からすると、聴覚障がい者が差別を受けているように感じ</p>

	<p>るところがあります。聴覚障がいを持っている人に対しての姿勢が見て取れませんか。もう少し内容を精査していただきたい。</p> <p>自主防災訓練の時、通訳がない時がありました。障がい者が参加するしないにかかわらず、通訳者をつけてほしい。自主防災訓練に参加しましたが、去年は付いていませんでした。聴覚障がい者の中には、通訳がないので参加をやめてしまう人もいたようです。ふと思いついて参加しようと思っても、通訳者がないから参加を思いとどまってしまう場合があります。そういうことはないようにしてほしい。</p>
会長	<p>今数点ご発言がありましたがおっしゃる通りだと思います。いずれに関しましても、町の努力如何にかかっていると思います。こういうことに関しては、何年にもわたって声を大にして、やっと実現していくというものです。明日からできるかと言うと、そういうことでもない。ひとまずここは、町の決意を確認しておきたいところです。</p>
事務局	<p>手話通訳者に関し、常設でほしいということですが、豊山町の人口規模からいって、手話通訳者として、つまりその業務の専任職員として常勤の人を雇うということが難しいという面があります。</p> <p>その代替案と言う意味も込めて、最近では、職員のスキルアップの一環として手話奉仕員養成講座への参加を積極的に呼び掛けております。個人レベルではあるのですが、手話を習得しようという職員は増えてきております。</p> <p>自主防災会の手話通訳者派遣についてですが、町に通訳者の依頼をしていただければ、いつでも通訳者を派遣いたします。ただ、その地域の方が申請されなかったもので、派遣がなかったのだらうと考えられます。防災安全課などを通じて、地域の自主防災会の側から通訳者の要望を出してもらえるように働きかけ、誰もが参加しやすいような環境作りをしていきたいと思っております。</p> <p>総合防災訓練については、毎年総務から申請がありますので、今年も派遣をさせていただきます。</p>
会長	<p>他にございますか。</p>
委員	<p>私も手話通訳をしているので、少し追加させていただきたいです。10年近く一般公募でこの審議会に参加していますが、その中で手話通訳者の登録が行われるようになり、ありがたいことだと感じています。手話通訳者の設置に関しては、</p>

	<p>行政懇談会でも要望しておりますので、よろしく申し上げます。</p> <p>手話通訳者も含めた相談支援事業について、設置者の業務の内容を理解していただければ、相談支援事業の担当者が必要だということを理解しても貰えると思います。手話通訳に限らず、他の相談支援事業も増えていくと思います。ぜひとも相談支援を充実させ、今以上に担当の方々に頑張っていただきたいです。</p>
委員	<p>手話通訳を必要とする人が、何人くらいいたら、真剣に予算検討をして、手話通訳者を常設するということになるのですか。大勢いけば対応するのですか。</p> <p>毎年、予算がないとおっしゃるのなら、どうやったら予算が取れるのかということを真剣に考えないといけない。署名運動でもすればいいのか。そこまでしないと、町として対応するという事はないのですか。</p>
事務局	<p>具体的に何人という決まりはない。公費によって事業を展開していく都合上、費用対効果を勘案しながら、対応させていただくことになる。近隣自治体、人口規模等を調査して、資料をそろえてから報告をさせていきたいです。</p>
委員	<p>視覚障がいに関してもお願いしたいことがあります。職員に点字を読める方がいれば助かります。</p> <p>選挙がありましたが、その時に当日名前を読み上げなければいけなくて、周りに聞こえてしまうことが非常に嫌だったとのことでした。</p> <p>点字名簿は作るのですが、それは候補者の確認のためであって、投票に用いるわけではないそうです。それを読める職員がいないので、使わないとのこと。そのためだけに誰かを雇ってもらいたいとは思わないが、職員に点字を読める人がいれば助かる。そういうことも検討していただきたい。</p> <p>私が聞いた人は、声で言いたくないから、記入する場所を教えてもらって、自分で書いたそうです。</p>
事務局	<p>選挙の話がありましたが、これは公職選挙法で定められており、投票方法は、法律で定められているので、その点をご理解していただきたい。</p>
会長	<p>宣言は確かに必要だと思いますけど、点字投票ができないのですか。点字投票は公選法で定められているから、できるようにしていただかないといけない。読めないというのならあらかじめ読んでおけばいい。点字投票は公選法で定められていますので、対応していただきたいです。</p> <p>その他はございますか。なければこれで終わりたいと思います。</p>

司会	会長ありがとうございました。委員の皆様におかれましては、長時間にわたりご審議をいただきましてありがとうございました。
----	--

7 その他

上記のとおり、第1回豊山町障害者福祉審議会の議事の経過及びその結果を明確にするために、この議事録を作成し、会長及び出席者2名が署名する

平成27年9月16日

会 長 池 山 武 志

署名人 櫛 田 眞 壽 美

署名人 千 野 幸 男